京　都　大　学　事　務　委　任　等　規　程　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略） 第９条の５　（略） （後　略）	第９条の５　（同　左） 第９条の６　総長は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成２６年文部科学省・厚生労働省告示第３号）の規定の研究に係る監督、許可等を行う権限及び事務（同指針第６第４項第１号及び第３号並びに第１７第３項第３号の規定によるものを除く。）を部局の長に委任する。 附　則 この規程は、平成２７年６月４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。